

「指定管理者制度に関する検討会」報告書

「社会福祉施設等における指定管理者制度をめぐる現状と課題」の概要

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉制度・予算対策委員会

全国社会福祉協議会社会福祉制度・予算対策委員会は、「指定管理者制度に関する検討会」を設置し、平成19年2月から10月にかけて、社会福祉協議会および社会福祉法人・施設における、指定管理者制度に関する現状分析ならびに課題検討を行った。

本報告書は、標記制度に係る現状分析や課題検討の成果、行政に対する提言、指定管理者の応募・指定・更新の際の留意点をとりまとめたものである。

指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、適切な競争条件の中で事業者を選定し、官民連携の精神に基づいて、質の高いサービスを低コストで実現することにより、「住民サービスの向上」、「財政コストの削減」、「ビジネスチャンスの拡大と経済の活性化」を目指すことが求められていると考えられる。

指定管理者制度を有効に運用するための最大のポイントは、「行政」₁、「住民(利用者)」₂、「NPO法人や民間事業者などの指定管理者」₃、それぞれがメリットを享受できる関係＝「トリプル・ウィン」を実現することといえる。

指定管理者制度は、単なる行政側のリスク回避・コスト削減のために導入されるのではなく、官民連携による将来像とリスクの共有を通じたサービスの向上に資する制度となることが望まれる。

指定管理者制度をめぐる課題

本検討会では、指定管理者の指定を受けた社会福祉協議会および社会福祉法人・施設、指定管理者制度の導入により受託が終了した社会福祉協議会および社会福祉法人に対し、抽出調査を行った。その結果をふまえ、標記制度に係る課題を検討、整理した。

1 指定管理者制度の導入に係る課題・意見

(1) 指定管理者の募集・選定について

公募・非公募の区別を施設ごとに判断する必要がある。

応募団体の審査と決定にあたっては、経費削減が最優先されてサービス面の内容がおろそかにされているように感じる。

(2) 自治体との協定の内容について

入所施設利用者に対しては、安定したサービスを継続して提供することが求められるため、協定期間の長期化が必要である。

指定管理業務の実施に関して、行政からの制約が多い。

指定管理料の清算については、自治体や所管部局により、考え方や方法に差異がみられるため、一定のルールが必要である。

(3)指定管理者制度の適用について

指定管理者制度になじまない施設（収支バランスがとれず制約のある施設）まで制度移行するのはいかがか。基本ルールが必要と感じる。

独立採算不可の施設を、短絡的に指定管理者制度に移行することは、住民サービスにつながるのか十分な検討を行うべきである。

2 制度の導入により受託が終了した際の課題・意見

(1)業務の委託終了に伴う、事業面・財政面等における影響

業務受託終了に伴い、職員の雇用や人件費の確保が課題となっている。

指定管理者制度に関する提言

上記の課題検討をふまえ、指定管理者制度に関する提言として、行政に対する提言と、指定管理者の応募・指定・更新の際の留意点をとりまとめた。

1. 行政に対する提言（要旨）

(1)国に対する提言

自治体に対して、公の施設のサービスの質の向上を図るなど、所期の目的に取り組むよう指導するべきである。

指定管理者制度の導入に際して、導入しようとする分野、内容が制度になじむものか、再度検討されるべきである。とくに、社会福祉施設への導入にあたっては、国として利用者に必要なサービスが提供されるとともに、施設運営のためのコストが一方向的に削減されることがないように、以下の(2)に示すとおり、自治体への働きかけが強く求められる。

(2)地方自治体に対する提言

社会福祉施設においては、指定管理者制度の適用の可否について、十分な検討が必要である。

指定管理者制度を推進する部署と、指定を受ける社会福祉施設等を所管する各部署とが緊密な連携を図るべきである。

指定管理者の審査・選定を行う委員会は、制度導入の影響や効果、更新時の公募のあり方などの案件を審議するための役割を加え、機能を強化するべきである。

選定にあたり、社会福祉施設に関しては、提供されてきたサービス内容を正しく評価するとともに、更新時の選定にあたってはサービスの継続性、安定性等をふまえ、一定の配慮がなされるべきである。また、会館等、社会福祉施設以外の施設に関しては、対象となる施設のサービス内容、業務範囲が明確に示されるべきであり、選定審査が公平な条件のもとで実施されていない場合は、是正されるべきである。

コストとサービスの質について正当な評価を下すことができる評価手法を早急に整えるべきである。

社会福祉施設の指定期間については、施設の特性に応じて、弾力的な期間設定がなされるべきである。

社会福祉施設においては、指定管理者の選任にあたり、建物の保守管理を行う事業者と利用者へのサービス提供を行う事業者を分けることも検討されるべきである。

指定管理者の指定を受けることにより、非常勤や短期間雇用など不安定な身分の職

員雇用が増大する傾向にあり、優秀な人材の確保にも障害となるため、指定管理料の設定の見直しとコスト面への十分な対応を図るべきである。

指定期間中であっても、サービスの向上につながるものであれば、制度の変更にとともなう措置への対応や指定管理者が発案するアイデアを取り入れるべきであり、具体化にむけた支援をしていく必要がある。

事業を行う上でのリスクに際して、利用者の安全等に関しては行政が最終責任を負うべきであり、責任の所在を明確にしておく必要がある。

受託後に補修費用など想定外の支出が発生した場合、一方的に事業者負担を押し付けるべきでなく、対等な立場で双方が協議し、解決の方策を探るべきである。

求められたサービス水準が達成され、清算がなされるのであれば、費用が不足した場合には、補填を行うべきである。さらに、指定管理者の経営努力が報われるようなインセンティブの方法を検討する必要がある。

指定管理者を募集する際には、自治体の基本方針、募集条件や手続方法を公開し、選定後は、その結果と選定理由を公開するべきである。ただし、企画コンペ等の資料(提案書)を公開する場合には、応募した民間事業者のノウハウ等知的財産権が侵害されることがないように、公開のあり方について検討、配慮すべきである。

成果報酬など民間事業者のインセンティブをより高めるための仕組みなども必要である。

行政側の都合で施設を休業した場合の補償やサービスの担保等に関する規程を整備するべきである。

指定管理者の交代が生じた場合には、自治体の責任のもと、引継ぎを行うべきである。

2 指定管理者の応募・指定・更新の際の留意点

(1) 提案書の作成にあたっては、特に、下記の点を意識することが大切である。

個々の審査項目の背景にある自治体の期待、要望、不安等を理解できているか。

個々の審査項目についてもれなく提案書に記述できているか。

内容が平凡なものとなっていないか。きちんと「提案」ができているか。

記述が分かりやすく簡潔に行われているか。

他の応募者との提案との差別化ができているか。

(2) 協定締結に向けた交渉

優先交渉権者として選定され、自治体から協定書案が提示された場合は、まず、その内容を十分に吟味する必要がある。とくに、協定の内容が、自治体にとって一方的に有利な片務契約になっていないかを十分に確認し、必要な場合はその修正を求めるといったことも必要である。

協定書の内容をきちんと読み込めるだけの知見を備える、外部の専門家の助力を得るなどの準備をしておく必要がある。

(3) リスク分担の確認

指定管理者施設において、施設修繕、備品の提供・調達・引継ぎおよび撤収、自然災害等の不可抗力、第三者賠償、個人情報保護等のリスク分担については、協定書案を確認し、納得できる条件に基づき、協定を締結することが重要である。

(4)更新に向けた自己点検

更新時期の1年半程前に、自治体側に対して、次回はどのような方法により指定を行う等を確認する。公募が行われる場合は、来る競争に備えた準備を早めに開始する必要がある。

自治体側は、現状の業務が適切に実施されているか否かを、運営期間中のモニタリングや評価に基づき判断する。このことをふまえ、社協や社会福祉法人においては、提案書や年度ごとの事業計画書などに基づき、事前に以下のような項目について自己点検しておく必要がある。

<更新に向けた自己点検のポイント(例示)>

利用者数が減少していないか。

利用者の満足度調査は適切に実施されているか。また、利用者の満足度は低下していないか。

自治体が実施する指定管理者のモニタリング・評価や、福祉の第三者評価制度において、十分に高い評価を得ているか。

現在支払われている指定管理料が、他の事例(他の団体や民間企業が実施しているものを含む。)に比べて高い水準にないか。

現在、指定を受けている団体のほかにも、当該施設の管理を行うことが可能な団体、あるいは新規参入に意欲を見せている企業等が存在しないか。

自治体の所管部署とのコミュニケーションが円滑に行われているか。十分な信頼関係が構築・維持できているか。

【お問合せ先】

社会福祉法人全国社会福祉協議会 企画部
せしも
(担当:瀬下)

電話 03-3581-7819

FAX 03-3581-7928